

# 委託業務仕様書

## 1. 業務名

「虚血性心疾患発症リスク見える化ツール」開発業務

## 2. 趣旨

本業務は、生活習慣に課題のある市町村国保被保険者への早期介入・行動変容を目的に実施する。

京都府は、市町村国保の特定健診の受診率（府：34.0%、国：37.9%）及び特定保健指導の実施率（府：20.9%、国：28.9%）が全国と比較して低く、虚血性心疾患による死亡率が全国平均に比して高い現状にある。虚血性心疾患は生活習慣病を基礎疾患に有することが多く、各個人が自身の抱える様々な生活習慣病のリスクを把握できていないことが課題である。

京都府が保有するデータを基に分析した虚血性心疾患の発症リスクを用い、健康無関心層や働き盛りの生活習慣の見直しを目的とした、京都府独自の ICT を活用した虚血性心疾患のリスク診断ツールを開発する。

## 3. 業務内容

府の分析結果を基に個人の生活習慣等の情報から虚血性心疾患の発症リスクを表示する虚血性心疾患発症リスク見える化ツールを開発する。

### （1）虚血性心疾患発症リスク見える化ツールの作成

- 健康無関心層にも閲覧してもらえる、健康意識が向上するための工夫を施すこと。
- 京都府が提供するロジスティック回帰モデル式（生活習慣等の情報と虚血性心疾患の発症リスク（オッズ比））に基づき本ツールを作成する。
- 虚血性心疾患の発症リスクを表示算出するための設問（性別・年齢等の基礎情報や特定健診質問票項目）を設定すること。
- 虚血性心疾患の発症リスクに応じた「特定健診の受診勧奨」、「特定保健指導の啓発」、「生活習慣アドバイス」を作成し表示すること。
- イラスト・グラフ等の画像は、本業務用に作成したものを使用すること（京都府が提供するもの（※）は使用可とする）。

（※）「きょうと健やか2 1 第3次」の PDF 及び ai データは提供可能。

### （2）ツールの名称・ロゴ作成

- 本ツールに親しみやすい名称を付けること。
- 令和3年1月末日までに名称案を3つ提示し、京都府と協議の上決定すること。
- ツールの名称確定後、ロゴをデザインすること。

### (3) ツール活用マニュアルの作成

- 市町村が意欲的に活用できるよう、ツールの概要や活用方法を作成すること。

### (4) サイトソースの作成

- 上記(1)が京都府のHP上とオフラインパソコンで実行できるよう、コーディングすること(コンテンツ内のデザイン、イラスト作成を含む)。
- 制作ソースが京都府のサーバ上とオフラインのパソコン上で正常に動作するようサポートすること。

※作成したソースのサーバへの搭載作業は京都府が独自に行う。

### (5) 機能要件

- ドメインは京都府のものを使用すること(京都府のサーバでは、サーバ側でphp、perl等のソフトウェアは利用できないため、サーバ側でソフトウェア実行を要しないページとして作成すること)。
- 使用文字コードは、UTF-8とすること。
- パソコン、スマートフォン、タブレット等、以下に記載の内容をサポート対象とすること。またスマートフォンからアクセスがあった場合に、自動的に別途作成したスマートフォン用のページに転送するか、スマートフォンまたはパソコンの両方での表示に対応したページデザインにするなど対応を行うこと。

<サポート対象>

- Windows  
Microsoft Edge・Google Chrome・Firefoxの各最新版
- Mac  
Safari・Google Chrome・Firefoxの各最新版
- iPad タブレット  
Safari 最新版
- Android タブレット  
Chromeの各最新版
- iPhone  
Safari 最新版
- Android  
Google Chrome 最新版
- 京都府のHP内で個人情報を入力しない(取り扱わない)仕様とすること。

(6) スケジュール

本ツールの公開は、令和3年3月末とする。

4. 業務委託期間

契約締結日～令和3年3月31日

5. 成果物の提出及び帰属について

受託者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、京都府へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上、決定するものとする。

- ・京都府サーバにアップするデータ一式（コーディングデータ、画像データ等）と、オフラインのパソコン用データ一式
- ・ツール活用マニュアル
- ・ロゴデータ（JPEG形式）
- ・その他書類等を京都府と協議し納品すること

受託者は、京都府の担当職員と十分な事前調整の上、検討経過等が明らかになるように努めるとともに、当事業において得られた成果物を今後も継続的に有効活用できるよう整理すること。

なお、成果物（著作権を含む）は、集計結果や分析結果などの中間生成物を含め全て京都府に帰属するものとする。また、受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らさないこと。

6. 留意事項

受託者は、京都府が提供する本業務に用いるデータを取り扱うにあたり、作業場所及び作業に使用するコンピュータについて、以下の点に十分留意すること。

- ▶ 施錠可能な利用場所に限定して利用しそれ以外への持ち出しを禁止する。また、利用場所に立ち入る者をチェックすること。
- ▶ 中間生成物は全て施錠可能な利用場所内のキャビネットに施錠して厳重に保管すること。
- ▶ 府が提供した情報（転写 CD-R）並びに分析及び集計に用いた中間生成物についても、当該目的以外に利用しないこととし、利用場所内の施錠可能なキャビネットに施錠して厳重に保管すること。利用終了後直ちに、転写 CD-R は裁断すること。

7. 再委託について

受託者は、本業務の全てを第三者に委託、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせる場合は書面により京都府に予め申請し、承諾を得なければならない。

8. その他

- (1) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。
- (2) 受託者の責めによる調査・検討等の遅れ、品質不適合等によるリスクは、受託者の負担とする。